

かると

国民年金保険料を納めるのが困難な場合はご相談ください

免除制度

国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請によって国民年金保険料を免除する制度です。

全額免除 前年の所得に基づき、保険料の全額（月額1万3千580円）を免除

半額免除 前年の所得に基づき、保険料の半額（月額6千790円）を免除し、半額を納付

半額（全額）免除期間については、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されませんが、年金額を計算する際は保険料を納めた期間の3分の2（全額免除の場合は3分の1）として計算されます。ただし、半額納付分を納めなかった場合は、その期間は未納扱いとなり、老齢基礎年金の受給資格期間にも年金額にも算入されません。

免除の対象となる所得の基準は世帯構成などにより異なります。免除期間は7月から翌年の6月までです。免除を希望される方は早めに申請してください。手続きには、納入通知書、印鑑申請の理由が失業の場合は『雇用保険受給資格者証』または『雇用保険被保険者離職票』が

必要です。

学生納付特例制度

大学、大学院、短大、高等学校、専門学校など（一部適用にならない学校があります）に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が118万円以下（扶養親族の数により異なります）であれば申請により国民年金保険料の支払いが猶予されます。

学生納付特例期間は、10年以内であればその期間の保険料を後払い（追納）することができません。追納しなかった期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されませんが、年金額には反映されません。手続きには、納入通知書、印鑑、学生証のコピーまたは在学証明書が必要です。

若年者納付猶予制度

20歳以上30歳未満の方で、同居している世帯主の所得にかかわらず本人と配偶者の所得要件により、国民年金保険料を猶予する制度です（平成17年4月からスタートした新しい制度です）。

納付猶予期間は、10年以内であればその期間の保険料を後払い（追納）することができます。追納しなかった期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されませんが、年金額には反映されません。

猶予の対象となる所得の基準は世帯構成などにより異なります。手続きには、納入通知書、印鑑が必要です。

問い合わせ 国保・年金G
(☎851771)

野犬掃とうを行います

市は、7月1日(金)から9月30日(金)まで、市内全域で野犬掃とうを行います。

犬を放し飼いにしていると、野犬とみなし捕獲する場合があります。飼い主の方は、必ず犬をけい留して、首輪や鎖、けい留くいなどの点検を行ってください。

受けましたか。狂犬病予防注射5月中旬に市内各地で狂犬病予防注射を実施しましたが、まだ犬主の方は、動物病院などで必ず予防注射を受けてください。

問い合わせ 環境対策G(クリンクルセンター)内☎852958

守っていますか？

犬の飼い主のマナー

飼育場所は清潔に

夏はペットのふんや尿のにおいが気になる季節です。

ペットのふんや尿のにおいは飼いが感じる以上に周囲の迷惑になります。

なります。

飼育場所は、常に清潔にして、においがでないように努めましょう。

ペットの散歩時のふんは、必ず持ち帰り、責任をもって処理しましょう。

問い合わせ 環境対策G(クリンクルセンター)内☎852958



指定ごみ袋等取扱店の指定を解除しました

指定解除店 佐々木商店(片倉町6丁目7・5)

問い合わせ 環境対策G(クリンクルセンター)内☎852958

防災ボランティア活動の講演会を開催します

〈登別市地区赤十字奉仕団主催〉

近年、世界や国内で大きな災害が発生しています。あなたも防災ボランティア活動に参加してみませんか。

日時 7月15日(金) 13時30分～15時

場所 市民会館中ホール
講師 瀬戸俊博さん(日本赤十字社北海道支部事業部長)

問い合わせ 社会福祉G
(☎851911)

申し込み 申し込み
問い合わせ 中の『G』は『グループ』の略です